明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（一〇九）　二
○関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（一一〇）　三
○対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（一一一）　三
〔府　令〕
○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三二）　五
〔告　示〕
○即位礼正殿の儀を国の儀式として行う件（内閣七）　六
○祝賀御列の儀を国の儀式として行う件（同八）　六
○饗宴の儀を国の儀式として行う件（同九）　七
○即位礼正殿の儀の細目に関する件（同一〇）　七
○祝賀御列の儀の細目に関する件（同一一）　八
○饗宴の儀の細目に関する件（同一二）　八
○日本国に帰化を許可する件（法務一三三）　八
○改正された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する書簡の交換に関する件（外務一五二）　九
○シリア・アラブ共和国におけるアレッポ早期復旧及び生計支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同一五三）　一〇
○競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件の一部を改正する件（農林水産九四三）　一一
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第三号及び第三十九条の二十六第二項第三号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（同九四四）　一一
〔国会事項〕
内閣　内閣府　内閣府・文部科学省　国税庁　一二
〔人事異動〕
内閣　内閣府　内閣府・文部科学省　国税庁　一二
〔叙位・叙勲〕　一三
〔褒　賞〕　一三
〔皇室事項〕　一三
〔資　料〕
機械受注統計調査報告（令和元年七月）（実績）（内閣府）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効、マンション管理業者の業務停止処分関係　一四
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一四
会社その他　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇九号）（警察庁）

1　自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者の義務に関する規定の整備

自動運行装置に係る整備不良、作動状態記録装置不備及び自動運行装置使用条件違反に係る点数及び反則金の額を定めることとした。（別表第二及び別表第六関係）

2　その他

自動車が高速自動車国道の本線車道に接する加速車線又は減速車線を通行する場合の最高速度を本線車道を通行する場合のものと同一とすることとした。（第一一条、第一二条及び第二七条関係）

3　施行期日等

㈠　所要の経過措置を設けることとした。

㈡　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二〇号）の施行の日から施行することとした。

◇関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一〇号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品一九品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている品目（麦芽）について、令和元年度下期における数量を二四万二、九〇〇トンと定めることとした。（別表関係）

2　この政令は、令和元年一〇月一日から施行することとした。

◇対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一一号）（財務省）

1　株式取得者と特別の関係にあるものに、共同して議決権その他の権利を行使することに合意したものと特別の関係にあるものを追加することとした。（第二条第四項関係）